

尼崎市土壤汚染対策法施行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、土壤汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法、土壤汚染対策法施行令(以下「令」という。)、土壤汚染対策法施行規則(以下「規則」という。)、汚染土壤処理業に関する省令(以下「処理業省令」という。)、水質汚濁防止法(以下「水濁法」という。)において使用する用語の例による。

(有害物質使用特定施設の使用の廃止の届出等)

第3条 水濁法第7条の規定により特定有害物質の使用の廃止に係る特定施設の構造等の変更届出を行った者は、当該特定有害物質の使用の廃止後速やかに、次に掲げる事項を記載した別記様式第1による報告書を尼崎市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
 - (3) 特定有害物質の使用が廃止された特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- 2 前項の報告書及び水濁法第10条又は瀬戸内海環境保全特別措置法第9条の規定による特定施設使用廃止届出書(有害物質使用特定施設(特定有害物質に係るものに限る)の使用の廃止であるものに限る。)には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地が明らかとなる図面
 - (2) 使用が廃止された有害物質使用特定施設の設置場所が明らかとなる図面
 - (3) 登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

(土壤汚染状況調査の結果報告等)

第4条 法第3条第8項及び法第4条第3項の命令に基づく報告又は法第4条第2項に基づく報告には規則様式第7、法第5条第1項の命令に基づく報告には規則様式第8に、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握、試料採取等区画の選定、試料採取等、及び土壤汚染状況調査結果の評価に関する資料
- (2) 濃度計量証明書
- (3) 調査実施写真
- (4) 調査の結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に不適合であった場合、基準不適合箇所及び試料採取地点を明らかにした図面

(土壤汚染状況調査結果の報告期限の延長申請)

第5条 規則第1条第1項ただし書の規定による申請は、当該報告期限までに次に掲げる事項を記載した別記様式第2により行うものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
- (3) 特定有害物質の使用が廃止された特定施設の種類、設置場所及び廃止年月日並びに当該特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類
- (4) 報告期限延長期間
- (5) 報告期限延長理由

(特定有害物質の種類の通知の申請)

第6条 規則第3条第3項の規定による申請には、規則様式第2に、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況及び規則第26条に規定する基準の該当性に関する情報を記載した資料を添付するものとする。

(法第3条第1項ただし書の確認の申請)

第7条 法第3条第1項ただし書の規定による申請には、規則様式第3に、土地の所有者等であることを証する資料を添付するものとする。

(確認を受けた土地の所有者等の地位の承継届出)

第8条 規則第16条第5項の規定による届出には、規則様式第4に、土地の所有者等の地位を承継したことを証する資料を添付するものとする。

(一定の規模以上の土地の形質の変更届出)

第9条 法第3条第7項及び法第4条第1項の規定による届出には、規則様式第6に、形質の変更をしようとする土地の所有者等を確認できる資料を添付するものとする。

(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の完了報告)

第10条 法第12条第1項の規定による届出を行った者は、土地の形質の変更が完了したあと速やかに、次に掲げる事項を記載した別記様式第3による報告書を尼崎市長に提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 形質変更時要届出区域の所在地
- (3) 土地の形質の変更の種類
- (4) 土地の形質の変更の場所
- (5) 土地の形質の変更の施工方法
- (6) 土地の形質の変更の着手日
- (7) 土地の形質の変更の完了日

2 前項の報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 土地の形質の変更を行った場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

- (2) 土地の形質の変更の施工方法を明らかにした平面図、断面図
- (3) 土地の形質の変更前及び終了後の形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
- (4) 土地の形質の変更の終了後における当該土地の使用方法を明らかにした図面

附 則

この要綱は、平成28年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月7日から施行する。